届出を要する行為一覧表

行為	事項	基準
建築物	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	●延べ面積が１，０００㎡を超えるもの 又は 軒の高さが７ｍを超えるもの 又は 地階を除く階数が３以上のもの
	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 田園住居地域 近隣商業地域 準工業地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外	●延べ面積が１，０００㎡を超えるもの 又は 高さが１２ｍを超えるもの 又は 地階を除く階数が４以上のもの
	商業地域 工業地域 工業専用地域	●延べ面積が１，０００㎡を超えるもの 又は 高さが１５ｍを超えるもの 又は 階数が５以上のもの
	共同住宅、寄宿舎等	●延べ面積が１，０００㎡を超えるもの 又は 地階を除く階数が３以上で、１０以上の住戸を有するもの 又は 地階を除く階数が３以上で、１５以上の住室を有するもの
	増築，改築	●増築，改築を行うことで、上記事項の建築物の各基準を満たすもの ●上記事項の建築物のうち、当該建築物の延べ面積の２分の１を超えるもの
	色彩の変更	●上記事項の建築物のうち、当該壁面の鉛直投影面積[1]の５分の１を超えるもの
工作物	建築基準法施行令第１３８条（工作物の指定）の規定により指定されているもの	●高さが１０ｍ以上のもの
	増築、改築	●増築、改築を行うことで、上記事項の工作物の各基準を満たすもの ●上記事項の工作物のうち、鉛直投影面積又は水平投影面積の２分の１を超えるもの
	色彩の変更	●上記事項の工作物のうち、当該壁面の鉛直投影面積の５分の１を超えるもの
開発行為等 ※土地の区画形質を変更する行為と同様		●当該行為を行う区域の面積が１，０００㎡以上のもの
土石の採取		●当該行為を行う区域の面積が３００㎡以上のもの
木竹の伐採		●当該行為を行う区域の面積が１，０００㎡以上のもの

[1] **鉛直投影面積**：地球の表面において，先端に鉛などのおもりをつりさげて静止したときの糸と方向が同じである面と平行である面積（主に壁面などをいいます。）。次ページ参照。

■建築基準法施行令第１３８条の規定により指定されている工作物の種類

① 煙突
② 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
③ 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
④ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
⑤ 観光用のエレベーター、エスカレーター
⑥ ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
⑦ メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で、原動機を使用するもの
⑧ 鉱物、岩石、コンクリート、ガラス等の粉砕で原動機を使用するもの
⑨ アスファルト、石油、ガス等を原料とする製造施設
⑩ 自動車車庫の用途に供する工作物
⑪ 飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵するもの
⑫ 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設

■各壁面の鉛直投影面積・屋根面の水平投影面積の考え方
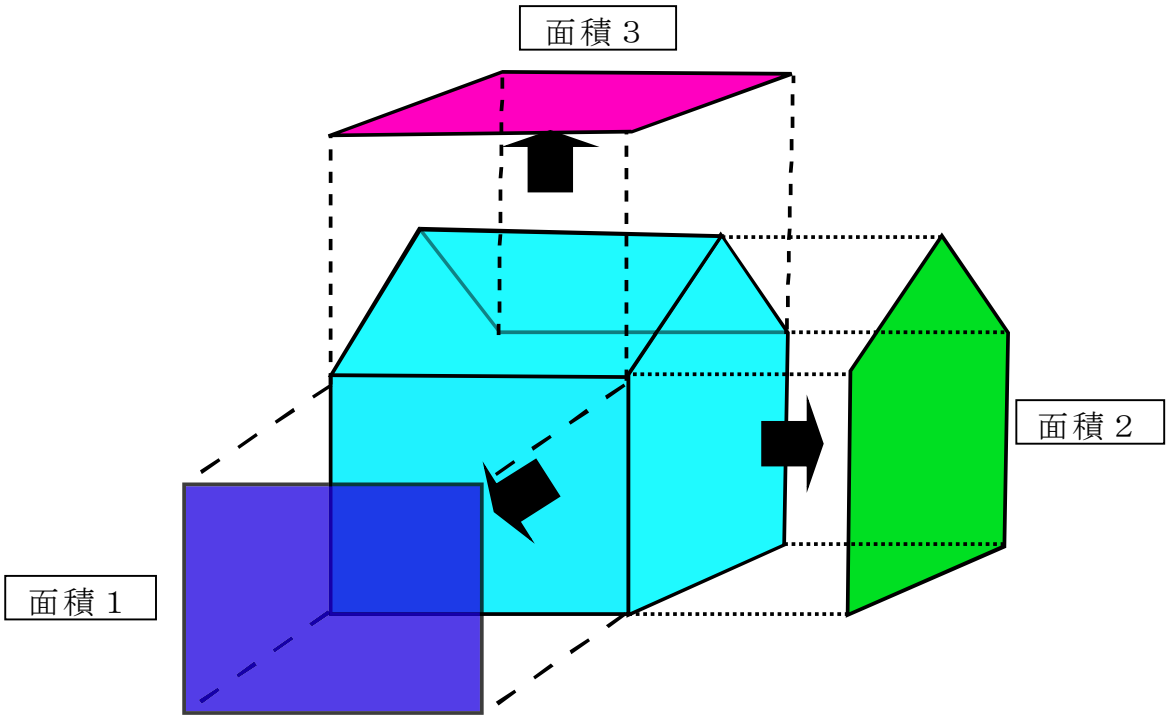
各壁面の鉛直投影面積とは、下図の面積１や面積２のこと。
屋根面の水平投影面積とは、下図の面積３のこと。
※見えない壁面についても同様に考えるものとします。